

「(一財)石川県職員互助会県庁売店事業委託業務」仕様書

1 委託業務名

(一財)石川県職員互助会県庁売店事業委託業務

2 委託業務の目的

県庁の売店は、職員の福利厚生等を主な目的として設置されており、(一財)石川県職員互助会(以下「互助会」と言う。)としては、多様化する職員のニーズに的確に対応し、職員の更なる利便性の向上を図るため、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な施設とすることを目的とし業務を委託する。

3 業務委託期間

令和6年10月1日～令和9年3月31日(予定)

ただし、契約期間満了の6カ月前までに双方協議し合意した場合には、更に3年間契約更新できるものとする。

※営業開始日は令和7年1月6日以降、遅くとも3月末までに営業開始するものとし、詳細は互助会と協議のうえ決定する。

4 事業実施場所

石川県庁行政庁舎2階

店舗面積 157.65㎡

(ほか店舗外倉庫 16.00㎡利用可能)

図面等詳細別紙のとおり

5 業務内容等

互助会が受託事業者に委託する業務(以下「委託業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

(1) 運営方法

直営とする。

ただし、互助会の許可を得たうえで、受託事業者が、受託事業者のFC加盟者に運営を任せるとは可能とする。

(2) 委託内容、条件等

ア 基本コンセプト

職員の福利厚生の上昇を図るため、ニーズに合致した多様な商品構成、サービスの提供すること。

イ 販売品目

次表の要件を満たす限り、基本的には受託事業者の企画提案によるものとするが、互助会から又は県から販売品の依頼があった場合には、店舗の運営に支障のない範囲において協力すること。

なお、県庁舎管理の方針等により販売禁止品目等に変更がある場合がある。

区分	商品名等
販売必須品目	① 弁当、パン、菓子類等食料品、飲料 ② 文房具、日用品 ③ 収入印紙、県証紙、切手、はがき ④ 県関係の委託販売品（石川県民手帳 など） ⑤ 書籍、雑誌
サービス必須品目	① コピー機の設置 ② 公共料金等の収納代理
販売禁止品目	① 酒類（ノンアルコールビール等含む） ② たばこ ③ 石川県子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）の規定に接触する図書類

ウ 販売価格

職員や来庁者が利用しやすい適当な価格設定とすること。

エ 販売形態

- ① 現金による販売のほか、多様なキャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー・コード決済等）に対応していること。
- ② 県機関が公費等で支払う場合には掛売の販売となるため、見積書、納品書、請求書を発行すること。

(3) その他条件等

ア 委託料

互助会からの委託料は無料とする。

イ 契約保証金

300,000円

契約の期間満了又は解除となった場合は、上記契約保証金を受託事業者に返還する。ただし、受託事業者が契約に定める義務を履行しない場合は、返還しないことができるものとする。

ウ 施設使用料

受託事業者の施設使用料は無料とする。

エ 管理手数料

管理手数料(※注1)として、委託業務により生じた毎月の売上金額(※注2)に提案する率を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額を互助会に納入すること。

互助会に納める管理手数料の提案は、「様式5 管理手数料率提案書」に記載すること。

※注1 管理手数料は1円未満切り捨てとし、翌月末までに納入しなければならない。また、管理手数料の支払いに過誤が生じたときには、その翌月に調整して支払うものとする。

※注2 収入印紙、県証紙、切手、はがき、県関係等委託販売品、チケット、カード

類、コピー等の各種サービス商材、インターネット販売及び代行収納取引の売上は対象外とする。なお、上記以外で新たに取り扱う品目・サービスについては、互助会と協議のうえ、上記売上金額に算入するかどうかを決定することとする。

オ 経費負担等

- ・施設の改装が必要な場合は、事前に、互助会及び庁舎管理者と協議の上、受託事業者の負担において改装すること（電気工事等を含む）。
改装時期については、受託事業者、互助会及び庁舎管理者と協議し決定する。
- ・電気、水道の子メーターの設置は県が負担する。
- ・電話、インターネットの設置は受託事業者の負担とする。
- ・委託施設の運営や設備等の使用に係る一切の経費（人件費、仕入原価、光熱水費、備品、消耗品修繕費等）は、受託事業者の負担とする。
- ・電気、上下水道、ガス、灯油の使用料は子メーターによる従量、トイレ等共用部分に係る上下水道の使用料は売店人員数による按分、冷暖房の使用料は面積按分、廃棄物処理（一般・産業）費用は3か月に一度行うゴミの排出量測定に基づき按分で積算し、年に2回、互助会からの請求に基づき、指定する期日までに納入すること。
- ・建物（天井・壁・床）、県や互助会が設置した備品等についての修繕等に要する経費は、原則として受託事業者の負担とする。契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときにおいて、受託事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、受託事業者はこれらを一切互助会に請求することはできない。
- ・その他、経費の負担で疑義等が生じた場合は、受託事業者と互助会が協議するものとする。

カ 簡易店舗の設置

内装工事等により、互助会直営売店閉店から新規開店までに相当の期間を要する場合は、簡易店舗の設置を検討すること。（設置場所は互助会が用意する）
簡易店舗の規模、商品等、詳細は互助会と協議するものとする。

キ 設備等の状況

別添「売店に関する施工区分表」「図面」を参照すること。

不明な点は、質問書（別紙1）にて質問すること。

※電気設備・機器等を新設する場合は、事前に互助会と調整すること。

※現在の分電盤開閉器容量を超える場合は、事前に県庁舎管理担当課と協議する。

（4）営業日及び営業時間

営業日	庁舎の開庁日とする。 ※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日以外の日
営業時間	営業日の8時00分から19時00分までの営業を必須とする。 ただし、下記の開庁時間以外は、一般の立入りはできない。

	【開庁時間】 4～12月：7時30分から20時00分まで 1～3月：7時30分から19時00分まで
勤務時間	勤務時間：8時30分から17時45分まで 休憩時間：12時00分から13時00分まで

※ 受託事業者及び受託事業者の指定する者は、委託業務の遂行に必要な時は休業日または営業時間外であっても使用施設に立ち入ることができる。ただし、石川県庁出入口閉鎖時の入退庁については、石川県が定める庁舎管理に関する規則等に定めるところによる。

(5) 運営体制

受託事業者は、事業を適正に実施するために、販売員を1人以上売店に常駐させなければならない。

(6) 売上げ報告の義務

受託事業者は、委託業務により生じた毎月の売上金額をその翌月の10日（その日が休業日にあたるときは、その翌日の営業日）までに互助会へ報告すること。

(7) 使用施設の管理等

受託事業者は、使用施設について最善の保安全管理に努めなければならない。なお、これを怠ったことにより施設に損害を与えた場合は、互助会の指示を受け、受託事業者の負担により速やかに原状に回復しなければならない。

(8) 原状回復及び返還

受託事業者は、業務委託期間が満了したとき又は受託事業者として不適格であるとの理由により契約が解除された時は、受託事業者の負担により使用施設の施設設備等を現状に回復させ、互助会が指定する日までに返還しなければならない。ただし、互助会が原状回復の必要がないと認めた場合には、この限りではない。

(9) 衛生管理義務

受託事業者は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定されている条項を遵守して、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に努めなければならない。

(10) 損害賠償義務

受託事業者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が互助会の責に帰する理由による場合においては、この限りではない。

受託事業者は、委託業務において、第三者に対し飲食に起因する衛生上の危害等を与えた時は、自己の責任をもって一切の損害賠償及び慰謝に要する費用を負担しなければならない。

(11) 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

県が実施する法定点検等について、受託事業者は、実施の際に協力するものとする。

※施設の点検や工事等に伴う作業停電の際の仮設電源の準備や商品の異動等は、受託事業者が負担することとする。

(12) 緊急発生時の対応等

受託事業者は、危機事案が発生した場合における対応方法についてあらかじめ定めるとともに、これを遵守しなければならない。万が一危機事案が発生した場合は、互助会に通報し、受託事業者が責任をもって処理にあたるものとする

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

ア 業務の遂行にあたっては、食品衛生法、石川県庁内管理に関する規則等関連する法令を遵守すること

イ 管理運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て受託事業者の責任と負担において行うこと。

ウ 企画提案に含まれる商品・サービスの取扱いに法令上の許可等が必要な場合には、受託事業者の負担により適正に取扱いをすること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託事業者は、受託事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、互助会の許可を得たうえで、受託事業者のFC加盟者に限り本件業務を再委託することができる。この場合、受託事業者は加盟者の氏名、住所、連絡先等を互助会に通知すること。

(3) 個人情報保護

受託事業者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を順守するものとする。

(4) 守秘義務

受託事業者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託事業者の責にすべき事由により業務の継続が困難となった場合には、互助会は契約を解除することができる。また、物販の売上の低下など事業効果が著しく低いと認められる場合には、相当の期間を定めた催告を行い、期間内には是正が認められないときは、互助会は契約を解除することができる。

なお、次期受託事業者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、使用施

設の施設設備等を原状に回復して明け渡すとともに、必要な事項の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、互助会及び受託事業者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、双方が事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了又は契約の解除などにより次期受託事業者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

8 その他

(1) 現在県庁売店で勤務している職員の雇用

県庁売店に現在勤務している職員のうち、引き続き県庁売店で勤務することを希望する職員については、受託契約締結後、本人と面接の上、受託事業者において受託事業者の定める条件で雇用すること。

(2) 駐車場

従業員が通勤のために庁舎敷地内に車両を乗り入れることは禁止とする。ただし、事前に互助会の了承を得て、資材搬入などの車両を乗り入れる場合は、この限りではない。

(3) 使用を制限された場合の措置

大規模災害時や建物の修繕・改修工事等のために、一時的に委託物件の使用ができない場合には、その期間中の光熱水費等は徴収しない。

なお、その期間中の営業補償は求めることはできないものとする。

(4) 本仕様書及び「(一財)石川県職員互助会県庁売店事業委託業務企画提案書」に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、互助会と受託事業者の協議により業務を進めるものとする。

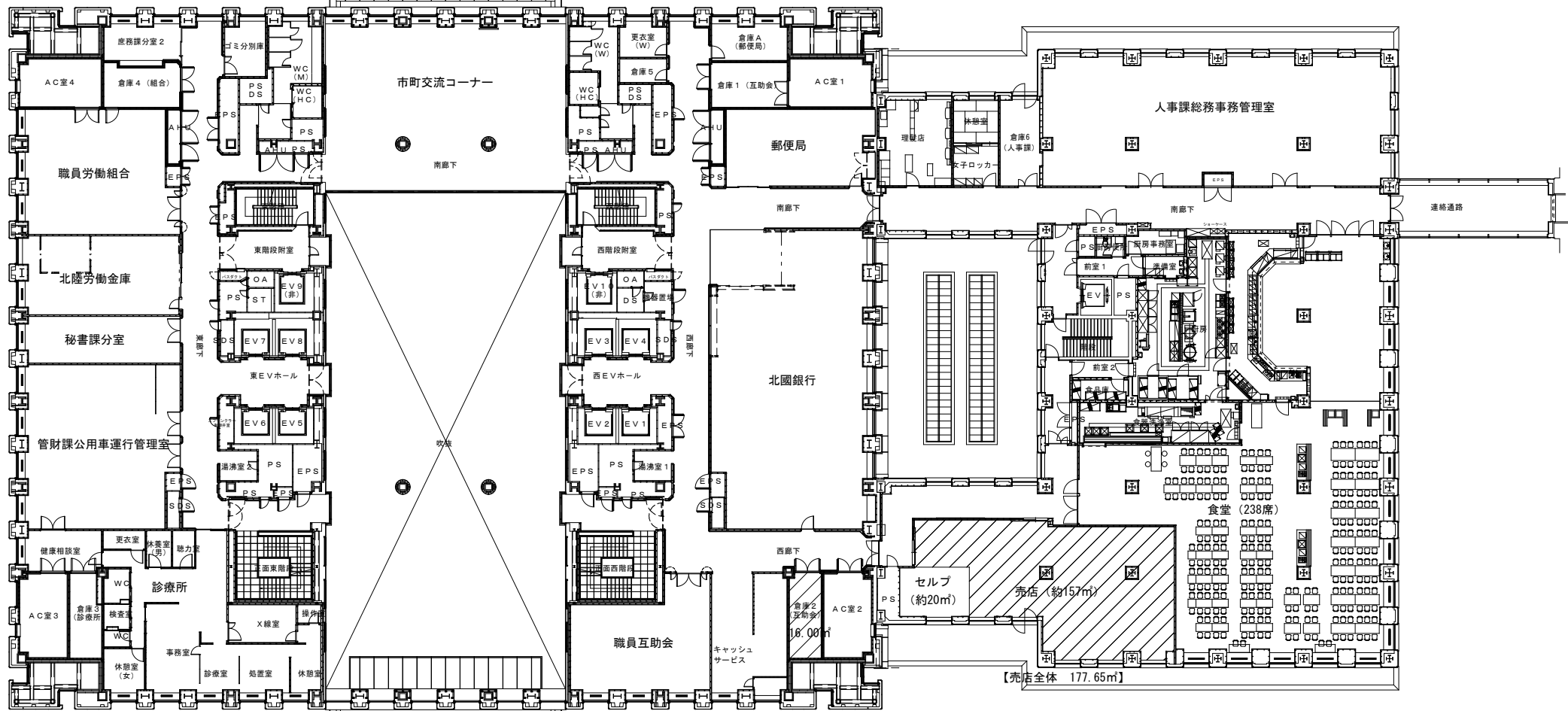
【売店に関する施工区分表】

工事	項目	内容	工事区分		備考	
			テナント 工事	県工事		
建築	床	ビニル床タイル		○既存		
	壁	ボード+ビニールクロス		○既存		
	間仕切壁		○		※1	
	天井	岩綿吸音板		○既存		
	サイン	テナント外サイン			○	共用部サインの表記一部変更
テナント内サイン			○		テナント外郭壁含む	
電気設備	電灯電源	幹線、計量器まで		○	容量24kWまで	
		分電盤、分岐配線、配線器具	○	○既存	既存設備は利用可	
	動力電源	幹線、計量器まで			○	容量29kWまで
		分電盤、分岐配線、配線器具	○	○既存	既存設備は利用可	
	照明器具	LED照明	○	○既存	増設の場合はテナント工事	
	コンセント		○		既存設備は利用可	
	非常照明			○既存	※3	
	電話	引込、交換機、配線、電話機	○		既存引込ルート有	
	情報	引込、配線、情報機器	○		既存引込ルート有	
	店内放送	非常放送含む		○既存	※3	
	個別放送	アンプ、スピーカー	○		カントリーレーはB工事	
	時計	配線、電気時計		○既存	※3	
	テレビ	配線、受口		○既存	※3	
	防犯	引込、配線、センサー	○		必要な場合	
	火災報知	配線、感知器		○既存	※3	
空調設備	空調	空調機、ダクト、制気口		○既存	※3 冷房能力86.8kW	
	換気	空調機、ダクト、制気口		○既存	※3	
	厨房換気	テナントまでの一次側ダクト			○	
テナント内ダクト、排気ファン		○				
給排水衛生設備	給水	量水器、給水管20A		○既存		
		テナント内給水管、衛生器具	○		※3	
	排水	雑排水管50A		○既存		
		テナント内排水管（ドレン含む）	○		※3	
	給湯	温水器、給湯管	○		必要な場合	
	厨房設備	シンク、フライヤー、配管	○			
	冷蔵設備	冷蔵ケース、屋外機、配管	○			
	衛生器具	手洗器、配管、鏡	○		既存手洗器有	
	スプリンクラー	配管、ヘッド		○既存	※3	
ダクト消火		○		必要な場合		
消火器			○既存	※3		

※1 間仕切壁等設置する場合、関係法令（建築基準法、消防法等）の確認を行い、それに伴う費用はすべてテナント負担とする。

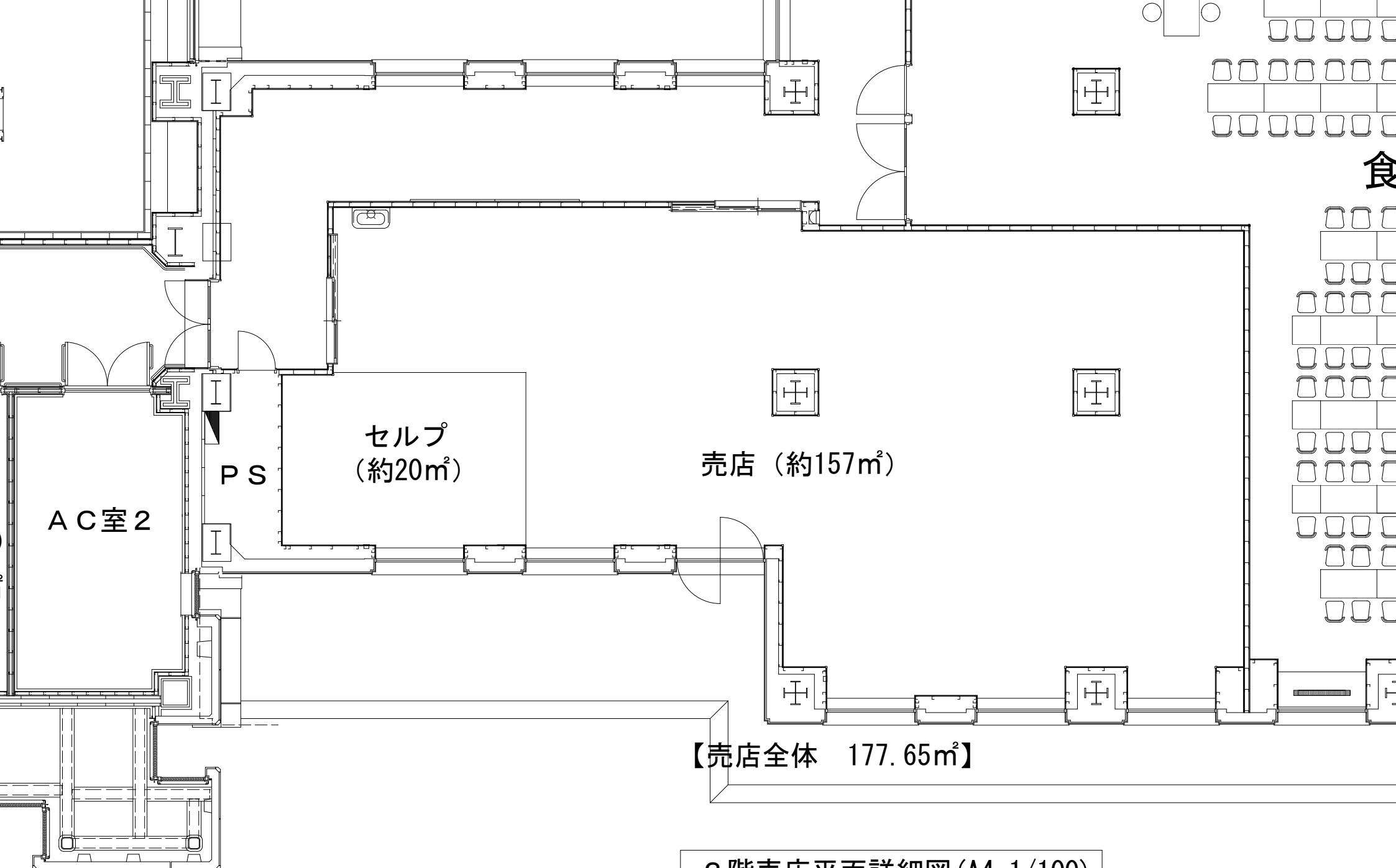
※2 契約期間満了となった場合、既存状態に現状回復を行うこと。

※3 テナント内の間仕切り壁新設や設備増設等にかかる新設、増設はB工事とする。

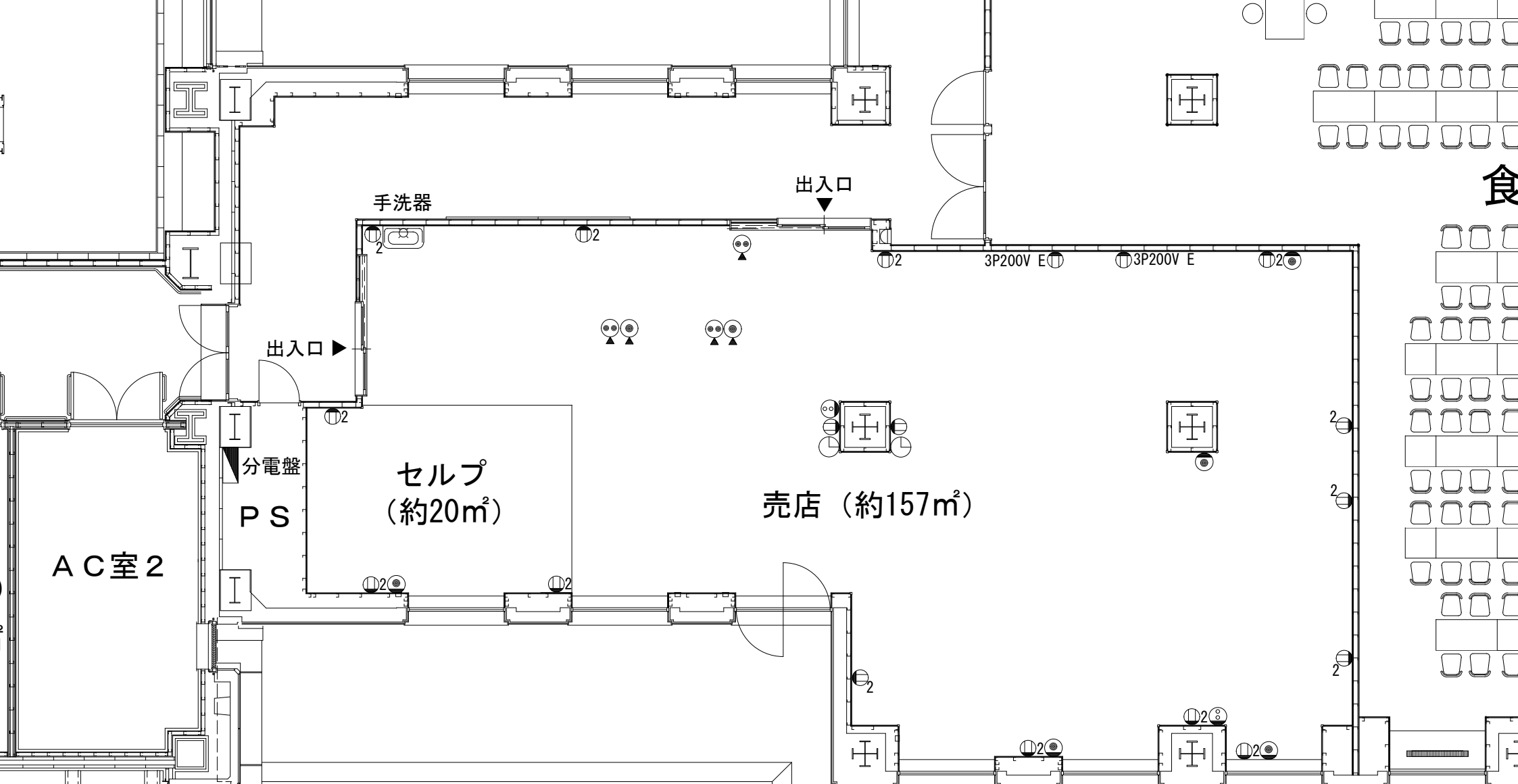


行政庁舎 2階平面図 A3 1/300

はテナント範囲



2階売店平面詳細図 (A4 1/100)



【売店全体 177.65㎡】

【既設設備凡例】

記号	設備名
②	コンセント
⊙	モジュージャック
⊙	TV受口
⊙	時計
▴	分電盤

2階売店既設設備図 (A4 1/100)